

第2 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

<現状と課題>

- 高齢単身世帯の増加が見込まれる中、何らかの支援を必要とする高齢者が安心・安全に暮らすためには、地域における支え合い体制の構築や自立した日常生活を支援するサービスの提供、良質な住まいの確保などが必要です。
- 高齢者が高齢者を介護し、介護期間が長期化するなど、家族介護者の精神的・肉体的負担の増加が深刻化しているため、家族介護者の負担軽減を図ることが重要です。
- 高齢期を元気でいきいきと暮らすためには、高齢期を迎える前からの健康の保持・増進に取り組むとともに、要介護状態等になることの予防又は軽減若しくは重度化防止に取り組むことが重要です。

<五次プランの数値目標の達成状況>

指 標	平成25年度	目標値(29年度)	見込値(29年度)	達成率
重層的な見守り体制を整備した市町数	8市町	19市町 (全市町)	19市町 (全市町)	100.0%

- ▼ 県の包括協定締結に基づき、市町と事業者との協働した見守りネットワークの構築が進み、目標を達成しています。

(単位：箇所)

指 標	平成25年度	目標値(29年度)	見込値(29年度)	達成率
デマンド型乗合タクシー等導入数(累計)	32	40	42	105.0%

- ▼ 各市町において、地域交通網の見直しを検討する中で、地域住民にとって利用しやすい交通機関の導入が進み、目標を達成しています。

(単位：人)

指 標	平成26年度	目標値(29年度)	見込値(29年度)	達成率
生活支援コーディネーター配置数	—	26	70	269.2%

- ▼ 各市町において本格的な配置が進み、目標を達成しています。

(単位：箇所)

指 標	平成25年度	目標値(29年度)	直近値(28年度)	達成率
高齢者人口1万人当たり居宅・地域密着型サービス事業所数	37.4	43.2	38.2	88.4%

- ▼ 一部サービスについては整備の遅れはありますが、概ね順調に推移しています。

(単位：箇所)

指 標	平成25年度	目標値(29年度)	見込値(29年度)	達成率
ふれあい・いきいきサロン数	1,642	1,780	1,818	102.1%

- ▼ 県社会福祉協議会など関係団体と連携して普及啓発に取り組んだ結果、サロン数は順調に増加し、目標を達成しています。

(単位：年)

指 標	平成22年	目標値(29年度)	直近値(25年)	達成率
健康寿命① (日常生活に制限のない期間の平均)	男性:70.47 女性:73.71	延伸させる	男性:71.09 女性:75.23	—
指 標	平成22年度	目標値(29年度)	直近値(26年度)	達成率
健康寿命② (日常生活動作が自立している期間の平均)	男性:77.73 女性:83.01	延伸させる	男性:79.00 女性:83.81	—

▼ 健康寿命は順調に延伸しています。

(単位：件)

指 標	平成25年度	目標値(29年度)	見込値(29年度)	達成率
公共的施設の適合証交付件数(累計)	529	640	599	93.6%

▼ 概ね順調に推移しています。

(単位：%)

指 標	平成26年度	目標値(29年度)	直近値(29年度)	達成率
ノンステップバスの導入率	48.7	55.0	75.5	137.3%

▼ 平成26(2014)年度から国の統計方法が変更されたため、単純に数値による評価はできませんが、ノンステップバス導入台数は順調に推移しています。

(単位：件)

指 標	平成25年度	目標値(29年度)	直近値(28年度)	達成率
成年後見制度による申立件数	453	543	440	81.0%

▼ 地域福祉権利擁護事業の活用と併せた一体的な支援が行われています。

<取組方針>

高齢者が尊厳を保ち、安心・安全に自立した日常生活を送るためには、多様な生活支援サービスの提供や良質な住まいの確保、健康づくりと介護予防・重度化防止の推進などが求められることから、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じた支援体制の充実を図ります。

1 自立した日常生活・在宅生活への支援

ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯等に対する重層的な見守り・支え合い体制の強化などの生活支援サービスの充実・強化を促進します。

また、良質な高齢者向け住まいの確保や家族介護者への支援等を促進することで、高齢者の在宅生活を支援します。

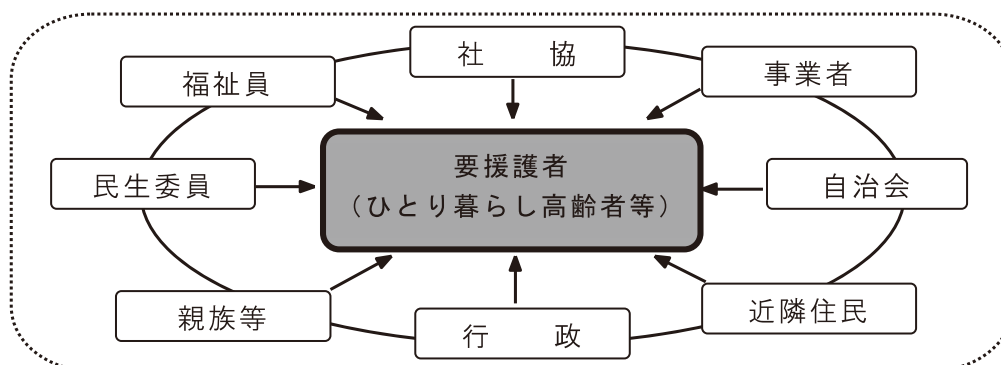
(1) 生活支援サービスに係る市町支援の充実

住み慣れた地域において、ひとり暮らし高齢者等が自立した生活を続けることができるよう、様々な地域資源を活用し、安否確認、緊急時の対応、生活支援の取組を支える人材の養成など、アウトリーチの視点に立った多様な生活支援サービスが提供できる体制づくりを促進します。

ア 福祉の輪づくり運動の促進や地域資源を活用した重層的な見守り・支え合い体制の充実・強化

- 民生委員を通じ、ひとり暮らし高齢者等の状況把握を進めるとともに、市町や社会福祉協議会、住民組織等における情報共有や連携を促進します。
- 困ったときにお互いが助け合う組織づくりを進める「福祉の輪づくり運動」の展開や、自治会、小学校区などの身近な地域から市町全域に至る重層的な地域の支え合いの仕組みづくりなど、高齢者の日常生活を支える体制強化に向けた取組を支援します。
- 行政や住民組織、民生委員、地域で事業活動を行う民間事業者等の幅広い連携・協働による「重層的な見守りネットワーク」の充実を図るとともに、活動の定着や活性化に向けた取組を支援します。
- 高齢者のいる世帯における家庭内の事故等による通報に随時対応するための体制整備に向けた市町の取組を支援します。
- 見守りが必要なひとり暮らし高齢者等に対し、老人クラブや行政機関等が実施する定期的な訪問活動や、市町が実施する食事の提供に併せて安否確認を行う配食サービスなどの取組を支援します。

【図3-I-2-1】重層的な見守りネットワークのイメージ



イ 配食等による生活支援

- 加齢に伴う心身機能の低下や障害等により調理が困難な高齢者等に対し、在宅での自立支援及び生活の質の向上を図るため、市町が実施する栄養バランスに配慮した食事の提供を行う配食サービスの取組を支援します。
- ひとり暮らし高齢者等が増加する中で、地域における高齢者の在宅生活を支えるため、生活用品の宅配や移動販売、デマンド型乗合タクシーの運行などの取組を支援します。

〔数値目標3〕 デマンド型乗合タクシー等運行

指 標	平成29年度 (2017)	平成32年度(目標値) (2020)
デマンド型乗合タクシー等導入数(累計)	42箇所	48箇所

ウ 生活支援の取組を支える人材の養成や体制の整備

- 元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、多様な主体によるサービスの提供体制を構築する市町の地域支援事業（生活支援体制整備事業）の取組を促進します。
- 高齢者のニーズに応じた生活支援サービスが提供できるよう、地域に不足する生活支援サービスの開発や担い手の育成等の役割を担う、生活支援コーディネーターを養成し、その資質向上を図ります。
- 地域の課題解決や関係団体等の連携・協働による資源開発ができるよう、生活支援に関する定期的な情報共有や連携を目的とした、市町による協議体の設置、活用を促進します。
- 市町が実施する介護予防・日常生活支援総合事業において、配食や定期的な安否確認、緊急時の対応、その他地域における日常生活の支援に資するサービスが適切に提供できるよう、体制の整備を支援します。

(2) 良質な高齢者向け住まいの確保

ひとり暮らし高齢者等の増加を踏まえ、高齢者がより安定した住生活を送ることができるよう、「住生活基本計画」及び「高齢者居住安定確保計画」との調和を図りながら、見守りに配慮した多様な住まいの確保と居住環境の改善への取組を促進します。

ア 高齢者居住関係施策の推進

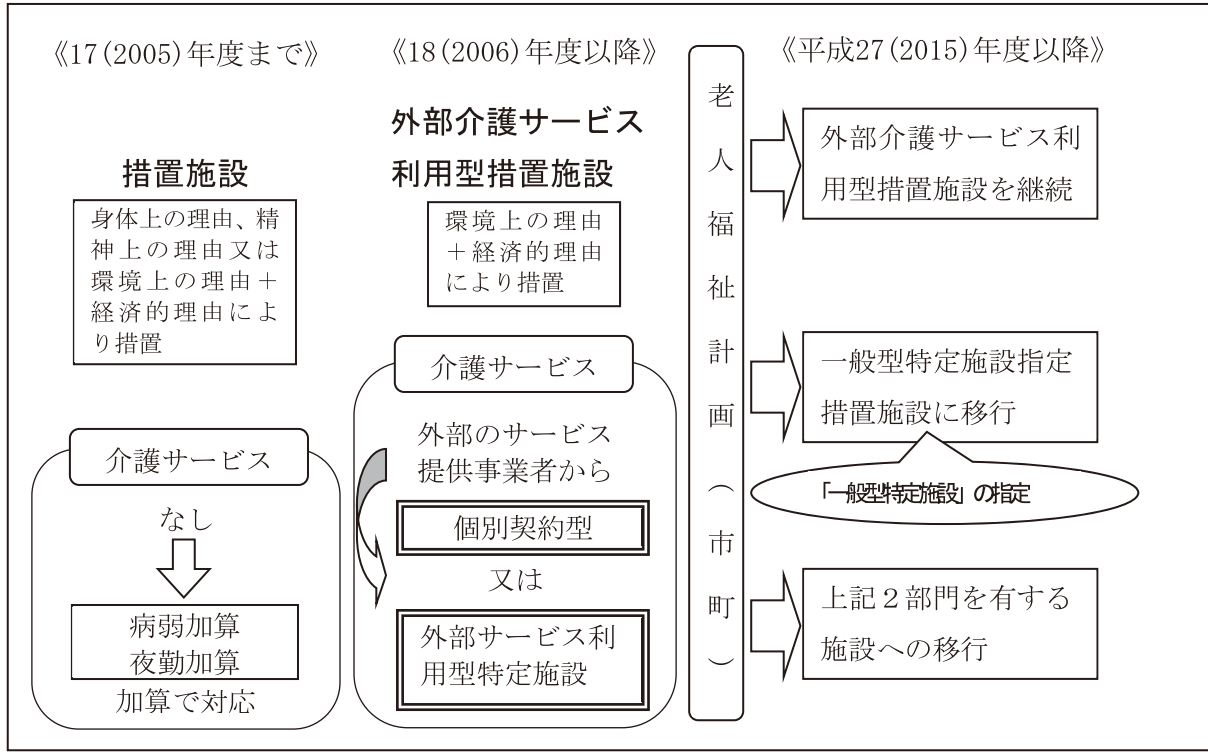
<養護老人ホーム>

- 養護老人ホームについては、入所者の生活支援ニーズに対応するため、「外部介護サービス利用型措置施設」（「個別契約型」又は「外部サービス利用型

特定施設」) への移行が進んでいます。

- 今後も、被措置者の状況等も踏まえて、外部サービス利用型や一般型特定施設への移行が考えられることから、移行に当たっては、各施設の取組を支援します。
- 老朽化している施設については、改築等により、個室化、バリアフリー化など居住環境の向上を改善する取組を支援します。

【図3- I -2-2】 養護老人ホームの移行フロー



【表3- I -2-1】 養護老人ホームの状況

区 分	平成29年度 (2017)	平成32年度 (2020)
養護老人ホーム入居定員	1,395人	1,375人

<軽費老人ホーム(ケアハウス、A型)>

- 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例では、軽費老人ホームはケアハウスが標準とされ、A型については、建替までの経過的施設としての位置付けとされています。
- A型については、老朽化している施設が多いことから、改築によりバリアフリー化など居住環境の向上が図られるケアハウスへの移行を支援します。
- ケアハウスについては、地域バランスや需要動向等を踏まえるとともに、同様の機能を持つ生活支援ハウス、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等の整備状況にも配慮しながら、計画的な整備を促進します。整備

に当たっては、生活関連施設の状況や交通の利便性及び医療・在宅サービスとの連携に配慮するよう助言します。

- 介護ニーズや地域の実情等を踏まえ、中・軽度の要介護者の受け皿として、介護保険法上の特定施設の指定の取組を促進します。

【表3-I-2-2】軽費老人ホームの状況

区 分	平成29年度 (2017)	平成32年度 (2020)
軽費老人ホーム入居定員	2,517人	2,597人

<生活支援ハウス>

- 入居者に対する通所介護や、生活援助員による相談・助言等のサービスの提供、介護予防、生活支援サービスによる支援体制の充実を支援します。

【表3-I-2-3】生活支援ハウスの状況

区 分	平成29年度 (2017)	平成32年度 (2020)
生活支援ハウス施設数	20箇所	21箇所

<有料老人ホーム>

- 有料老人ホームについては、その施設規模やサービス内容等が多岐にわたることから、入居希望者がその選択にあたり参考となるよう、県内施設の設置状況等について、ホームページ等で情報提供を行います。
- 高齢者が安心して入居できる環境を確保するため、指導指針に基づく、新規、定期等の立入検査や毎年1回の事業実施状況報告等を通じて、施設の管理運営や情報開示等の状況について把握するとともに、必要に応じ指導を行います。

【表3-I-2-4】山口県内の有料老人ホームの届出施設数及び定員数

区 分	平成27年1月1日現在 (2015)	平成30年1月1日現在 (2018)
施 設 数	200施設	245施設
定 員	5,449人	7,168人

<サービス付き高齢者向け住宅>

- 安否確認や生活相談などのサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅の供給の促進を図るため、ホームページ等を活用し、事業者へ登録制度の概要等について普及啓発を行うとともに、入居希望者がその選択に当たり参考となるよう、登録情報の提供を行います。
- 高齢者が安心して入居できる環境を確保するため、立入検査や報告徴収を通じて、住宅の管理運営等の状況について監督し、必要に応じ指導を行います。

【表3- I -2-5】山口県内のサービス付き高齢者向け住宅の登録件数

区 分	平成27年1月1日現在 (2015)	平成30年1月1日現在 (2018)
件 数	121件	139件
戸 数	3,145戸	3,357戸

<公営住宅>

- 建替に当たっては、高齢者世帯や子育て世帯が混在できるよう多様な規模のバリアフリー化された住宅を供給するとともに、既存の住宅についても改善によるバリアフリー化を進めます。
- 高齢者世帯が公営住宅へ入居する際の入居要件や優先入居制度について、周知を行います。

<民間賃貸住宅>

- 民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するために、県、市町、不動産関係団体、居住支援団体から構成される「山口県居住支援協議会」等により、高齢者が入居可能な住宅の登録や情報提供等の支援、関係機関との連携による高齢者の居住の安定に資する方策の検討等を進めます。

イ 住宅施策と連携した取組の推進

- 高齢者がニーズに合った住宅に安心して住むことができるよう、住宅部局と連携して、住宅情報の提供に努めます。
- 大規模な公営住宅団地の建替の際には、地域の実情を踏まえ、社会福祉施設等の併設を進めます。
- 地域支援事業を活用して、高齢者向けの住宅への改修を希望する者に対する相談援助が充実するよう、市町の取組を支援します。
- 県や市町の住宅相談窓口において、バリアフリー改修などのリフォームに係る住宅の相談体制等の充実を図ります。

(3) 家族介護者への支援

介護離職の防止に向けて、ニーズに応じた家族介護支援サービスを提供するなど、家族介護者へのレスパイトケアを充実するため、家族介護者の心身の負担軽減を図る取組を支援します。

ア 相談体制の充実

- 家族介護者が心配ごとや悩みを一人で抱え込まず、気軽に相談できるように、地域包括支援センターを中心とした多職種連携による相談対応や介護相談員の配置など、相談体制の充実等を図ります。
- 認知症の人の家族の視点に立ったよりきめ細かな相談支援が行えるよう、相談員の研修等を実施するなど「認知症コールセンター」の機能を充実し、家族介護者の精神的支援を行います。

イ 家族介護支援事業に対する支援

- 家族介護教室の開催など地域支援事業等を活用して、地域の実情に応じたきめ細かな家族介護者支援を行う市町の取組を支援します。

ウ 適切な介護サービス等の提供

- 家族介護者が一時的に介護の負担から離れ休息するために、通所介護や短期入所生活介護等の介護サービスを利用できる環境整備を促進します。
- 住み慣れた地域における生活を支えるため、認知症対応型通所介護や小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの提供体制の充実を図ります。
- 家族介護者の負担の軽減を図るため、介護支援専門員等に対する専門的な福祉用具・住宅改修に関する研修を実施し、高齢者の心身の状態に合った適切な福祉用具の活用や居宅生活の継続を促進します。

〔数値目標4〕 要支援・要介護認定者千人当たり居宅・地域密着型サービス事業所

指 標	平成28年度 (2016)	平成32年度(目標値) (2020)
要支援・要介護認定者千人当たり 居宅・地域密着型サービス事業所数	19.6箇所	20.5箇所